

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 保険監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 保険監督の目的と監督部局の役割</p> <p>保険監督の目的は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することにある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 保険検査・監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 保険検査・監督の目的は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することにある（<u>保険業法（以下「法」という。）第1条参照</u>）。</p> <p>(2) <u>金融庁としては、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u> <u>このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。</u> <u>また、保険会社（法第2条第2項に規定する「保険会社」、同条第7項に規定する「外国保険会社等」、法第219条第1項に規定する「引受社員」及び法第223条第1項に規定する「免許特定法人」をいう。以下同じ。）の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、保険契約者等の自己責任原則の確立を図るため、保険会社のディスクロージャーの充実を継続的に推進することも重要である。</u></p> <p>(3) <u>行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、保険会社において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応や、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。</u> <u>金融庁としては、各社の規模・特性や財務の健全性・コンプライアンス等</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を通じ保険会社によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u></p> <p>(参考) 「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)</p> <p>(4) <u>保険会社の検査・監督に携わる職員は、(1)から(3)の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。</u></p> <p>① <u>国民からの負託と職務倫理の保持</u> <u>自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、I-1(1)における保険検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。</u></p> <p>② <u>綱紀・品位、秘密の保持</u> <u>金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。</u></p> <p>③ <u>大局的かつ中長期的な視点</u> <u>金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。</u></p> <p>④ <u>公正性・公平性</u> <u>法令等に基づく適正な手続きに則り、各社の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行し、保険会社間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。</u></p> <p>⑤ <u>保険会社の自主的努力の尊重</u> <u>保険検査・監督の目的を達成するためには、保険会社による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である保険会社の業務の運営についての自主的努力を尊重するよう配慮する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>我が国の保険監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い保険監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</u></p> <p><u>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、保険会社（保険業法（以下、「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「保険会社」、同条第 7 項に規定する「外国保険会社等」、法第 219 条第 1 項に規定する「引受社員」及び法第 223 条第 1 項に規定する「免許特定法人」をいう。以下同じ。）の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</u></p> <p><u>具体的には、保険会社に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、保険会社の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、保険会社から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</u></p>	<p><u>⑥ 自己研鑽</u> <u>諸外国を含む保険に関する諸規制や保険会社の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各社固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理、資産運用等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u></p> <p><u>⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携</u> <u>実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-1-2 保険監督にあたっての基本的考え方</p> <p>上記を踏まえると、保険監督にあたっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1) 検査部局との適切な連携の確保</p> <p>監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い保険監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</p> <p>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</p> <p>② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</p> <p>(2) 保険会社との十分な意思疎通の確保</p> <p>保険監督にあたっては、保険会社の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、保険会社からの報告に加え、保険会社との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、保険会社との定期的な面談や意見交換等を通じて、保険会社との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</p> <p>(3) 保険会社の自主的な努力の尊重</p> <p>監督当局は、私企業である保険会社の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。保険監督にあたっては、このような立場を十分に踏まえ、保険会社の業務運営に関する自</p>	<p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>効率的・効果的な監督事務の確保</u> <u>監督当局及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、保険会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u> <u>既報告や資料提出等については、保険会社の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年 1 回定期的に点検を行う。その際、保険会社の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u></p> <p>(注) <u>保険会社や保険募集人（法第 2 条第 23 項に規定する「保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。）の小規模な営業所等（例えば、小規模な郵便局等）に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。</u></p> <p>I-2 <u>監督指針策定の趣旨</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>保険業法（以下、「法」という。）は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することによ</u></p>	<p>I-2 <u>監督指針を巡るこれまでの経緯</u></p> <p>(1) <u>通達の見直しと事務ガイドラインの制定</u> <u>平成 10 年 6 月の金融監督庁の発足を前に、旧大蔵省は、ルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、保険会社の通達等の全面的な見直し等を行った上で、行政の統一的な運営を図るための法令解釈、部内手続き及び業務の健全性に関する着眼点等を、行政部内の職員向けの手引書である「事務ガイドライン」として取りまとめ、公表した。</u></p> <p>(2) <u>保険会社向けの総合的な監督指針の策定</u> <u>法は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>り、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、保険は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっており、また、eリスク、土壌汚染リスク等新たなリスクの増大に伴って、企業活動等における多様なリスクに対応する手段としての機能が拡大している。</p> <p>このような状況のなかで、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発、価格設定が行われる環境を整備することが求められる。また、保険契約者等が多様なチャネルを通して、適切かつ十分な情報に基づいて、保険商品を購入できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規制・慣行を保険業法の目的に照らし常に見直していくことが求められる。また、保険会社のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。</p> <p>このような趣旨に基づき、本監督指針においては、保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。</p> <p>本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。</p> <p>従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、保険会社の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p><u>なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（第二分冊：保険会社関係）は、廃止することとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、保険は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっており、また、eリスク、土壌汚染リスク等新たなリスクの増大に伴って、企業活動等における多様なリスクに対応する手段としての機能が拡大している。</p> <p>このような状況のなかで、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発、価格設定が行われる環境を整備することが求められる。また、保険契約者等が多様なチャネルを通して、適切かつ十分な情報に基づいて、保険商品を購入できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規制・慣行を法の目的に照らし常に見直していくことが求められる。また、保険会社のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。</p> <p>このような趣旨に基づき、本監督指針においては、保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。</p> <p>本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。</p> <p>従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、保険会社の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>(3) 検査・監督の見直しを踏まえた監督指針の改訂</u></p> <p><u>平成 20 年には、サブプライムローン問題を発端としたアメリカ大手投資銀行の破綻や、これに連鎖したグローバルな金融危機の発生等の混乱が生じたものの、我が国の金融市場は概ね安定的に推移してきた。しかしながら、そ</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>その後、少子高齢化による国内市場の縮小や世界的な低金利環境の継続、技術革新を通じた新たな競争等により、保険会社の経営環境が厳しさを増し、また、保険会社を巡るリスクの性質と所在の変化が加速している。こうした環境変化の下で、保険会社においては、自らの創意工夫により、持続可能なビジネスモデルを構築し将来にわたる健全性を確保し、また、将来を見据えた適切なコンプライアンス・リスク管理態勢を構築すること等の必要性がこれまで以上に高まっている。</u></p> <p><u>金融庁においても、環境変化や新たな課題の発生に機動的・予防的に対応していく観点から、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生</u> <u>の蓋然性等の将来を見据えた分析に基づく早め早めの対応を行うため、検査・監督のあり方について様々な見直しを行っている。</u></p> <p><u>平成30年6月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定し、ここにおいて、保険会社のチェックリストによる形式的確認を改め、創意工夫を進めやすくする観点から、検査マニュアルは廃止することとしている。</u></p> <p><u>また、同年7月には、保険会社の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査を検査局、各種ヒアリング等を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進めている。</u></p> <p><u>こうした見直しの一環として、令和元年12月に、保険検査マニュアルの廃止と併せて、本監督指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等を行っている。具体的には、実態把握や対話等を通じたオン・オフ一体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理、過度に細かく特定の方法が記載されている等保険会社の創意工夫を妨げる可能性がある規定について修正等を行った。こうした点については、今後も引き続き検討していく。</u></p> <p>I-3 保険会社向け監督指針の位置付け</p> <p>(1) 監督指針は、保険会社の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</u></p> <p>(2) <u>金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、保険会社に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p>
(新設)	<p>(3) <u>金融庁担当課室においては、本監督指針に基づき保険会社の検査・監督事務を実施するものとする。その際、本監督指針が、保険会社の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各社の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</u></p>
(新設)	<p>(4) <u>我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</u></p> <p><u>保険会社による複数の業態（注）を含む金融グループの形成は、保険会社の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</u></p> <p><u>かかる特性を踏まえれば、かかる金融グループにおいては、個別の保険会社の健全性等を確保するのみならず、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、<u>以下が参考となる。</u></p> <p>① <u>金融庁「保険検査マニュアル(保険会社に係る検査マニュアル)」</u></p> <p>② <u>「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</u></p> <p>II-1-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>である。</u></p> <p><u>また、保険会社が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、保険主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、保険会社に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。</u></p> <p><u>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</u></p> <p><u>(注) 少額短期保険業者は保険会社と同一の業態として取り扱う。</u></p> <p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については<u>「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</u>が参考となる。</p> <p>II-1-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) <u>総合的なヒアリング</u>（「Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照） 総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>(3) <u>内部監査ヒアリング等</u></p> <p>Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6 グループベースの統合的リスク管理</p> <p>Ⅱ-3-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) グループ内の会社の相互関係により、グループ内の会社に与えるリスクの影響が変わることに留意しているか。例えば、リスク及び資本の管理において、リスクの伝播、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー等を考慮しているか。また、資本のダブル・ギアリング、マルチプル・ギアリング（いずれも金融コングロマリット監督指針により排除されるものを除く）等についても考慮しているか。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-14 オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-14-1 事務リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-14-1-1 意義</p>	<p>(2) <u>経営管理の状況等に関するヒアリング</u> 経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>(3) <u>内部監査に関するヒアリング等</u></p> <p>Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-6 グループベースの統合的リスク管理</p> <p>Ⅱ-3-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) グループ内の会社の相互関係により、グループ内の会社に与えるリスクの影響が変わることに留意しているか。例えば、リスク及び資本の管理において、リスクの伝播、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー等を考慮しているか。また、資本のダブル・ギアリング、マルチプル・ギアリング等についても考慮しているか。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-14 オペレーショナル・リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-14-1 事務リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-14-1-1 意義</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>事務リスクとは、保険会社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、保険会社が損失を被るリスクをいうが、保険会社は当該リスクに係る<u>内部管理態勢</u>を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ-3-14-1-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>人事管理態勢</u></p> <p><u>人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。</u></p> <p>Ⅱ-3-14-2 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-14-2-1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏洩等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p>	<p>事務リスクとは、保険会社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、保険会社が損失を被るリスクをいうが、保険会社は当該リスクに係る<u>役職員の人事管理を含む内部管理態勢</u>を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ-3-14-1-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>Ⅱ-3-14-2 システムリスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-14-2-1 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏洩等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p>また、金融機関の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II-3-14-2-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応 ①～⑦ (略)</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ保険検査マニュアルを参照。</u></p>	<p><u>金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。</u></p> <p><u>(参考) 金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (令和元年 6 月)</u></p> <p>II-3-14-2-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応 ①～⑦ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>II-3-14-3 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>II-3-14-3-1 意義</p> <p>II-3-14-3-1-1 システム統合リスク</p> <p>保険会社のシステムについては、保険商品の多様化に伴って規模が大きく構成が複雑化しており、保険業務における IT (情報通信技術) 依存度の高まりやコンピューターのネットワーク化の拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生する可能性があることから、合併や持株会社化による経営統合等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</p>	<p>II-3-14-3 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>II-3-14-3-1 意義</p> <p>II-3-14-3-1-1 システム統合リスク</p> <p>保険会社のシステムについては、保険商品の多様化に伴って規模が大きく構成が複雑化しており、保険業務における IT (情報通信技術) 依存度の高まりやコンピューターのネットワーク化の拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生する可能性があることから、合併や持株会社化による経営統合等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (平成 14 年 12 月)</p> <p>①、② (略)</p> <p>Ⅱ-3-14-3-2 主な着眼点</p> <p>検証に当たっての基本的な着眼点は、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(平成 14 年 12 月)に示されているところによるが、以下は、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定保険募集人等(特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。Ⅱ-4-2-1(4)において同じ)の教育・管理・指導 保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧客情報の適正な管理を含む。)等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。 損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員についても、保険募集に関して</p>	<p>(参考) 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点(詳細編)」</p> <p>①、② (略)</p> <p>Ⅱ-3-14-3-2 主な着眼点</p> <p>検証に当たっての基本的な着眼点は、「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点(詳細編)」に示されているところによるが、以下は、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定保険募集人等(特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。Ⅱ-4-2-1(4)において同じ)の教育・管理・指導 保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧客情報の適正な管理を含む。)等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。 損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員についても、保険募集に関して</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>適切な教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>① 特定保険募集人等の教育について 保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</p> <p>② 特定保険募集人等の管理・指導について</p> <p>ア. 特定保険募集人等の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行っているか。 また、保険契約者等保護の観点から、特定保険募集人等の育成状況及び保険募集の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。</p> <p>イ. 保険会社の役職員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を保険代理店の扱いとする等の行為又は特定保険募集人等との間の成績を付け替える等の行為を排除するための措置を講じているか。</p> <p>ウ. 保険代理店に対して、領収した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。</p> <p>エ. 保険代理店に対して、領収した保険料等を領収後、遅滞なく、保険会社へ送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導しているか。</p> <p>オ. 保険代理店に対して、保険料の領収にあたり、以下のような行為を行わせないよう指導しているか。 (ア) 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。 (イ) 保険料の領収は会社所定の領収証に限定されているか。 (ウ) 手形による保険料の領収が行われていないか。 (エ) 保険料口座振替契約であるにも関わらず正当な理由なく、手集金がされていないか。 (オ) 保険料の振替口座が正当な理由なく、保険契約者以外の名義の口座となっていないか。</p> <p>カ. 保険証券が正当な理由なく、保険代理店を介して保険契約者へ交付</p>	<p>適切な教育・管理・指導を行っているか。</p> <p>① 特定保険募集人等の教育について 保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。</p> <p>② 特定保険募集人等の管理・指導について</p> <p>ア. 保険会社においては、特定保険募集人等の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険募集の端緒となりうる点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。 具体的には、例えば、以下の(ア)から(ウ)のようなことが考えられる。 (ア) 特定保険募集人等の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。 その際、保険会社の役職員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を保険代理店の扱いとする等の行為又は特定保険募集人等との間の成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の募集時の説明が不十分となるなどの不適切な保険募集につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。 (イ) 保険代理店による契約者からの保険料領収及び保険料の保険会社への精算の適切性を確保するため、保険料の支払いを受けた場合に保険料領収証を発行すること、保険代理店が領収した保険料を自己の財産と明確に区分し、遅滞なく適時に保険会社へ精算すること、それら管理の状況が事後で確認できる体制とすることなどを保険会社において管理・指導する体制を構築する。 (ウ) 架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するため、保険証券を交付する行為又は保険金や満期返戻金を保険契約者等へ給付する行為については、正当な理由なく、保険代理店を介して行わないように適正な措置を講じる。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>されていないか。</u> キ. <u>保険金や満期返戻金が保険代理店を介して保険契約者等へ給付されていないか。</u> ク. 保険代理店と締結する代理店委託契約書において保険代理店が遵守すべき事項を定めているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係 (情報提供義務)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 情報提供義務に係る体制整備関係 保険会社及び保険募集人は、規則第 53 条第 1 項第 4 号及び規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制を整備しているか。 ア. ～イ. (略) ウ. 当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とする措置を講じているか。(「II-4-10 適切な表示の確保」参照) (ア)～(ウ) (略) (エ) 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。 <u>(注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せて A3 両面程度のものが考えられる。</u> (オ) (略) エ. ～コ. (略)</p>	<p>イ. 保険代理店と締結する代理店委託契約書において保険代理店が遵守すべき事項を定めているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係 (情報提供義務)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 情報提供義務に係る体制整備関係 保険会社及び保険募集人は、規則第 53 条第 1 項第 4 号及び規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制を整備しているか。 ア. ～イ. (略) ウ. 当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とする措置を講じているか。(「II-4-10 適切な表示の確保」参照) (ア)～(ウ) (略) (エ) 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(オ) (略) エ. ～コ. (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p><u>意向把握・確認の具体的方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、保険会社又は保険募集人の創意工夫により、以下のア. からカ. 又はこれと同等の方法を用いているか。</u></p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する前に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p><u>(注) 例えば、アンケート等により顧客の意向を事前に把握したうえで、当該意向に沿った個別プランを作成し、顧客の意向との関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</p>	<p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>① 意向把握・確認の方法</p> <p><u>意向把握・確認の方法については、顧客が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結することを確保するために、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。</u></p> <p><u>具体的には、例えば、以下のア. からエ. のような方法が考えられる。</u></p> <p>ア. 保険金額や保険料を含めた顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</p> <p><u>さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p><u>(注 1) 事前に顧客の意向を把握する場合、例えば、アンケート等により把握することが考えられる。</u></p> <p><u>(注 2) 顧客の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付書類の目立つ場所に、推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>イ. <u>保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、保険会社又は保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と保険会社又は保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき顧客の意向を推定したうえで、保険金額や保険料を含めた個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の顧客に交付する書類の目立つ場所に、保険会社又は保険募集人が推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載のうえ説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p>ウ. <u>自動車や不動産購入等に伴う補償を望む顧客に対し、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険会社又は保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明する。</u></p>	<p><u>えられる。</u></p> <p><u>(注 3) 自動車や不動産購入等に伴う補償を望む顧客に係る意向の把握及び説明・提案については、顧客自身が必要とする補償内容を具体的にイメージしやすく、そのため意向も明確となることから、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険会社又は保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明することが考えられる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>その後、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p>エ. <u>上記ア. からウ. の場合においては、規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号口に規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握について、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p> <p>オ. <u>事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>カ. <u>規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、Ⅱ－4－2－2(3)④イ.（注）に定める措置を講じるものとする。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>(4)～(17) （略）</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 監督事務の流れ</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（削除）</p> <p>イ. <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イに規定する事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。</u></p> <p>ウ. <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号口に規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握については、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p> <p>エ. <u>規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、Ⅱ－4－2－2(3)④イ.（注）に定める措置を講じるものとする。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>(4)～(17) （略）</p> <p>Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>前述（Ⅰ－1(1)）の保険検査・監督の目的を達成するためには、金融庁においても、保険会社に対し、個々の保険会社の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</u></p> <p><u>このため、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、まずは、各社がどの</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>効率的・効果的な検査・監督事務の確保</u></p> <p><u>金融庁及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、保険会社に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限るよう配慮するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、保険会社の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、保険会社の意見を十分にヒアリングすることに留意する。</u></p> <p><u>また、保険会社や保険募集人（法第2条第23項に規定する「保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人を除いた者をいう。以下同じ。）の小規模な営業所等に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>Ⅲ-1-1 <u>検査・監督事務の進め方</u></p> <p><u>保険会社の検査・監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各社の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各社に必要な改善を促していくことにある。</u></p> <p><u>これに加えて、日常的なモニタリングを通じて、保険会社を巡るグローバルな経済・市場環境の変化を的確に把握するとともに、各社における個別的状況についても、モニタリング・データや随時のヒアリング等の結果を踏まえ、その結果を踏まえ、保険会社との対話の中で、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組みを促していくことが求められる。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-1-1 <u>オフサイト・モニタリングの主な留意点</u></p> <p>(1) <u>毎事務年度の監督にあたっての重点事項の策定・公表</u> <u>監督にあたっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。</u></p> <p>(2) <u>財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</u> <u>保険会社に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、保険会社の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</u></p> <p>(3) <u>定期的なヒアリング</u> <u>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>① <u>決算ヒアリング</u> <u>半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>② <u>総合的なヒアリング</u> <u>保険会社の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、必要に応じて、監督部局幹部による保険会社の経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。</u></p> <p>③ <u>統合的リスク管理態勢ヒアリング</u> <u>統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。</u></p> <p>④ <u>保険計理人ヒアリング</u> <u>責任準備金の算出方法等の保険数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、保険計理人に対してヒアリングを実施することとする。ま</u></p>	<p>Ⅲ-1-2 <u>検査・監督事務の具体的手法</u></p> <p>(1) <u>オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング</u> <u>金融庁は、各社の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。</u> <u>モニタリング手法の使い分けについては、各社の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や当局側・保険会社側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、社内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第 129 条（外国保険会社等にあつては法第 201 条、引受社員及び免許特定法人にあつては第 227 条。以下同じ。）に基づく立入検査の要否について判断するものとする。</u></p> <p>(2) <u>具体的手法</u></p> <p>① <u>実態把握及び対話の実施にあたっての前提行為</u></p> <p>ア. <u>情報収集・プロファイリング（特性把握）</u> <u>金融庁は、各社の特性や課題、改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、保険会社を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各社の対応状況についての把握することも含まれる。</u> <u>また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の保険会社の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。</u> <u>こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとらわれるものではないが、例えば以下のような視点で取組みを行っていく。</u></p> <p>(ア) <u>マクロの視点</u> <u>経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各社や金融システ</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>た、毎決算期において、保険計理人に対して法第 121 条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立、契約者配当、事業継続基準及び既発生未報告損害支払備金の見積り（損害保険会社等の保険計理人に限る。）に関する意見を聴取することとする。</u></p> <p>(4) 個別保険会社に関するデータの整備</p> <p><u>保険会社台帳については、毎年 7 月末日現在にて作成するものとする。また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合等、内容に大幅な変更が生じた場合には、都度、改訂を行うものとする。</u></p>	<p><u>ムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、庁内の関係部署や財務局、関係省庁等と連携し、一般事業会社を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、海外当局や国際機関における議論の動向、経済・社会環境の変化（SDGs への注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他社や他業界、類似業務・商品、法制度等に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。</u></p> <p><u>こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がり</u>の分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。</p> <p>(イ) ミクロの視点</p> <p><u>保険会社との実効性のある対話等を実現するためには、各社固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、保険会社が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該保険会社やそのステークホルダー（従業員、顧客、地域社会、株主等）からの情報収集が有用となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること</u> ・ <u>決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向等について随時ヒアリングを行うこと</u> ・ <u>保険会社自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと</u> ・ <u>保険会社の顧客特性・産業特性についての理解を高めるため、事業者や地域の関係者等と意見交換を行うこと</u> ・ <u>金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報や、各種ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照</u>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>会等を含めた外部情報を分析すること</u></p> <p><u>上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、保険会社のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、保険会社を巡る環境変化による影響について把握する。</u></p> <p><u>イ. 優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定</u></p> <p><u>上記情報収集・特性把握を通じて特定された各社の課題や業態等に共通する横断的な課題については、保険会社の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度初に年度単位の方針等で設定・公表する。</u></p> <p><u>次に、各社特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、保険会社が実質的な重要事項の改善に経営資源を集中できるよう、重点的な課題の性質に応じて立入検査とそれ以外のモニタリング、各社のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。</u></p> <p><u>なお、立入検査については、従来のように一定期間ごとに実施するのではなく、一連のモニタリングプロセスにおける実態把握のための手法の一つと位置付けられる。但し、長期間立入検査が実施されていない場合には、当局の予見困難な問題事象が生じている可能性が相対的に高まっていることも考えられ、そのことがリスク要素の一つとも捉えられる。</u></p> <p><u>また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。</u></p> <p><u>② 各社の詳細な実態把握</u></p> <p><u>実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各社の実態に応じ、各種ヒアリング、任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。</u></p> <p><u>また、当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど保険会社の負担軽減に配慮する。</u></p> <p><u>更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。</u></p> <p><u>選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、当局がどのような課題を認識したうえで、どのような議論を志向しているのかを、保険会社に対して丁寧に説明していく。</u></p> <p><u>ア. 各種ヒアリング</u></p> <p><u>優先課題について保険会社との相互理解を深めるため、課題の性質に応じて経営トップ、各部門や各営業拠点の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。</u></p> <p><u>なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組みについては、保険会社が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、こうした各種ヒアリングの一環として、保険会社の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。</u></p> <p><u>イ. 任意の資料提出依頼</u></p> <p><u>保険会社の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、保険会社に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった保険会社に課せられる負担の軽減に努めることとする。特に、アンケート等、複数の保険会社を対象とする場合は、各社の特性・置かれた環境にも十分留意する。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>ウ. <u>法第 128 条に基づく報告徴求</u> <u>必要が認められる場合には法第 128 条（外国保険会社等にあつては法第 200 条、引受社員及び免許特定法人にあつては第 226 条。以下同じ。）に基づき報告を求めると。その際、当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものか、保険会社に対して丁寧に説明する。</u></p> <p>エ. <u>法第 129 条に基づく立入検査</u> <u>足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 129 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく保険会社の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。</u> <u>なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙●「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に保険会社に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 128 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-2-1(1)を基本様式として参照するが、指摘の内容に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。</u></p> <p>③ <u>対話</u> <u>対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、保険会社の経営状況等の改善に向けた自主的な取り組み状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。</u> <u>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、保険会社が安心して自らの立場の主張をできるように努めつつ、まずは、保険会社側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</u> <u>更に、対話に当たっては、それまで、当局が各社と行ってきたやりとり</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</p> <p>ア. <u>当局による実態把握において、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生</u>の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、<u>まずは、保険会社自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と保険会社との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。</u>但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、<u>当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各社の対応方針を確認する。</u></p> <p>イ. <u>上記問題が発生する蓋然性が認められない保険会社については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けることが重要である。</u>そこで、当局としては、<u>日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各社の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各社の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、保険会社自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、保険会社との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。</u></p> <p>④ <u>多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ</u> <u>上記のとおり、金融庁が保険会社に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や当局側・保険会社側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。</u>そこで、金融庁としては、<u>各社における課題や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。</u>例えば、既に述べた手法以外にも<u>以下の方法が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業界共通の状況や課題、特定分野における事例等をフィードバックすることは、保険会社自身による創意工夫の発揮に資するものである。</u>特に、これらの取組みを各社の有する課題に即してフィードバックを行うことで、<u>当局・保険会社間における高度の共通価値を構築した上での深</u>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>度ある対話が可能となる。その場合においても、各社の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に当局として不適切な介入を行うことのないように配慮する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険会社が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組みといった情報は、保険会社と当局との間の対話のみならず、顧客等の関係者との対話を深め、保険会社による経営改善に向けた取組みに資する可能性がある。</u> ・ <u>各社の課題が顧客保護や顧客利便といった分野である場合は、当局・保険会社間でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を当局・保険会社間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能となる。</u> ・ <u>必要に応じ、金融庁が、保険会社以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、金融庁としての各種分析や金融行政のスタンスを情報発信していくことで、保険会社の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。</u> <p>⑤ <u>モニタリング結果を踏まえた対応</u></p> <p><u>上記の金融モニタリング結果の還元については、従来の「検査結果通知」の形式に捉われることなく、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。</u></p> <p><u>例えば、以下のような形で保険会社に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。</u></p> <p>ア. <u>通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。</u></p> <p>イ. <u>立入検査を実施した際には、原則として、その都度、結果の還元を行う。その方法は、把握した事象や立入検査の内容により様々であるが、例えば、軽微な事象や上記③イのような対応を行う項目については、「講評」や「当局所見」のような形で、あるいは、重大な事象については「検査結果通知」のような形で行う。</u></p> <p>ウ. <u>業界共通の課題については、上記「ア」又は「イ」のほか、随時情</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>報発信する。</u></p> <p><u>モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別保険会社限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅲ-1-2(2)①アのプロセス等を通じて、次期の年度単位の方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりを踏まえ、当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。</u></p> <p>Ⅲ-1-3 品質管理</p> <p><u>検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各社の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各社の創意工夫を尊重しているか、各社に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、検査・監督事務の品質の確保に努める。</u></p> <p><u>そのため、総合政策局・監督局関係幹部において、例えば次の点について、保険会社から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・情報収集やヒアリング、対話にあたり、保険会社に重複徴求等の過大な負担をかけないように、業態別・分野別モニタリングチームの間で実効的な連携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼にあたり、依頼内容が明確か、各社の違い・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。</u> <u>・特性把握にあたり、各社の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、当局担当者が思い込みに陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。</u> <u>・優先課題の洗い出しにあたり、各社固有の実情に応じた経営上の実質的な重要課題に着目できているか。また、他の保険会社や業態に広がりを持つ</u>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ-1-2 <u>監督部局間における連携</u></p> <p>(1) 金融庁と財務局との連携 令第 49 条の規定により、特定保険募集人の登録、報告及び資料の提出命令並びに質問及び立入検査に関する権限は、金融庁長官から財務局長（特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄するもの。）に委任している。特定保険募集人の募集業務の適正な運営等を確保するため、当該特定保険募集人に関して参考となる情報があれば、適宜、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 財務局間における連携</p>	<p><u>共通的な課題を見落としていないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>モニタリング方針・計画の策定にあたり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。</u> ・ <u>報告徴求にあたり、当局の課題認識を保険会社に丁寧に説明しているか。</u> ・ <u>上記Ⅲ-1-2(2)③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。</u> ・ <u>モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。</u> ・ <u>モニタリング結果の還元にあたり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができているか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか。</u> <p><u>その際、モニタリング全般に関する意見申出制度に加え、幹部が保険会社を訪問し、保険会社から直接モニタリングについての意見を聞くなど、保険会社等からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。</u></p> <p><u>また、保険会社及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。</u></p> <p>Ⅲ-1-4 <u>財務局との連携等</u></p> <p>(1) 金融庁と財務局との連携 令第 49 条の規定により、特定保険募集人の登録、報告及び資料の提出命令並びに質問及び立入検査に関する権限は、金融庁長官から財務局長（特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄するもの。）に委任している。特定保険募集人の募集業務の適正な運営等を確保するため、当該特定保険募集人に関して参考となる情報があれば、適宜、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 財務局間における連携</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>令第 47 条又は第 49 条に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 47 条又は第 49 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該保険会社に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p><u>Ⅲ-1-3 検査部局との連携</u></p> <p>Ⅲ-1-4 委任等</p> <p>Ⅲ-1-5 個別保険会社に対する行政報告</p> <p>Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>Ⅲ-1-9 保険会社等が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 4 説明書類の作成・縦覧等</p>	<p>令第 47 条又は第 49 条に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 47 条又は第 49 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該保険会社に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>Ⅲ-1-5 委任等 (略)</p> <p>Ⅲ-1-6 個別保険会社に対する行政報告 (略)</p> <p>Ⅲ-1-7 災害における金融に関する措置 (略)</p> <p>Ⅲ-1-8 保険会社に関する苦情・情報提供 (略)</p> <p>Ⅲ-1-9 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 (略)</p> <p>Ⅲ-1-10 保険会社等が提出する申請書等における記載上の留意点 (略)</p> <p><u>(別紙●)「立入検査の基本的手続」</u> <u>(別紙●-2)「重要事項一覧」</u></p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 4 説明書類の作成・縦覧等</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－１４－３ リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>開示区分</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 貸付条件緩和債権</p> <p>ア. 規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>(ア) 金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下、「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金</p> <p>(イ) 金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸付金</p> <p>(ウ) 経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金</p> <p>(エ) 元本返済猶予債権：約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金</p> <p>(オ) 一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残債</p>	<p>Ⅲ－２－１４－３ リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示の額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>リスク管理債権の開示区分</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 貸付条件緩和債権</p> <p>ア. 規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>(ア) 金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下、「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金</p> <p>(イ) 金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸付金</p> <p>(ウ) 経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金</p> <p>(エ) 元本返済猶予債権：約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金</p> <p>(オ) 一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残債</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(力) 代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債</p> <p>(キ) 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定にあたっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>a. 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</p> <p>b. 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること。</p> <p>イ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況</p>	<p>(力) 代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債</p> <p>(キ) 債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定にあたっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>a. 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</p> <p>b. 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること。</p> <p><u>c. 特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分すること。</u></p> <p><u>d. 条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されていること。</u></p> <p>イ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い(注 1)抜本的な(注 2)経営再建計画(注 3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注 4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注 5)には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注 1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>(ア) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</p> <p>(イ) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</p> <p>(ウ) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。</p> <p>(注 2) 「抜本的な」とは、概ね 3 年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。<u>なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照</u></p>	<p>が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い(注 1)抜本的な(注 2)経営再建計画(注 3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注 4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注 5)には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注 1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。<u>ただし、債務者が中小企業であって、その進捗状況が概ね 1 年以上順調に進捗している場合には、その計画は「実現可能性の高い」計画であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(ア) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</p> <p>(イ) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</p> <p>(ウ) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。</p> <p>(注 2) 「抜本的な」とは、概ね 3 年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。<u>なお、債務者が中小企業である場合</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>のこと。</u></p> <p>(注 3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（強化法第 2 条第 16 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注 4) <u>既存の計画に基づく経営再建が(注 1)及び(注 2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</u></p>	<p><u>は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、Ⅲ－2－14－3（4）③における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。</u></p> <p>(注 3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（強化法第 2 条第 16 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注 4) <u>既存の計画に基づく経営再建が(注 1)及び(注 2)の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。例えば、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき（他の金融機関（政府系金融機関等を含む。）が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。）は、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>なお、(注 3)の場合を含め、(注 1)及び(注 2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(注 5) 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、保険会社と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</p> <p>(3) 債務者区分に基づいて区分された債権の額として開示対象となる債権規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニ本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものを指すこととする。</p> <p>① 未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息</p> <p>② 仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>なお、(注 3)の場合を含め、(注 1)及び(注 2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(注 5) 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、保険会社と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。</p> <p>(3) 債務者区分に基づいて区分された債権の額として開示対象となる債権規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニ本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものを指すこととする。</p> <p>① 未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息</p> <p>② 仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金（<u>支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸付金と関連のある仮払金</u>）</p> <p>(4) <u>債務者区分に基づいて区分された債権の開示区分</u></p> <p><u>規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニに定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</u></p> <p><u>(注) 債務者区分に基づいて区分された債権の開示対象についても、規則第59条の2第1項第5号ニに定める基準に従う。</u></p> <p>① <u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</u></p> <p><u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが ない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。なお、特定調停法の規定による特定調停の申立てについては、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。</u></p> <p><u>具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが ない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが ない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>（原則として6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。）している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。</u></p> <p><u>このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。</u></p> <p>② 危険債権</p> <p><u>危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）に対する債権である。</u></p> <p><u>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。</u></p> <p><u>なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者について</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>は、以下の要件のいずれかを充たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>ア. <u>更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね5年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。</u></p> <p>イ. <u>当該債務者が、5年を超え概ね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。</u></p> <p>③ 要管理債権</p> <p><u>要管理債権とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権」をいう。</u></p> <p><u>なお、形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三ヶ月以上延滞している債権も、要管理債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないか等により判断する。</u></p> <p><u>金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない（当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）。</u></p> <p><u>なお、債務者が中小企業である場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。</u></p> <p><u>また、債務者が中小企業である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない）場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因に</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>ついて分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である（ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない）。なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</u></p> <p><u>このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。</u></p> <p><u>本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用すべきものではない。</u></p> <p><u>ア. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。</u></p> <p><u>ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。</u></p> <p><u>イ. 計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であること。</u></p> <p><u>ウ. 全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。</u></p> <p><u>ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。</u></p> <p><u>エ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。</u></p> <p><u>ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。</u></p> <p><u>なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。</u></p> <p>④ 正常債権</p> <p><u>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権」をいう。</u></p> <p><u>なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。</u></p>